

ごみ処理有料化制度について

1 ごみ処理有料化制度の導入

限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を低減する
「循環型社会の実現」に向けて

市民の皆様と一体となって、様々なごみ減量・資源化施策を実施

●ごみ処理の現状や地域の課題など

- ▶ ごみ処理経費が年々増加（人件費や燃料費、施設建設費の高騰）
- ▶ 他地域からの不適正なごみの持ち込みやごみの排出に係るトラブル
- ▶ ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な高齢者等への対応

●環境への負荷をより一層低減する必要がある
●今後のごみ処理施設の更新整備など、将来の負担を軽減

▶ 更なるごみ減量・資源化が必要

- ごみステーションの管理や資源分別回収など、ごみ処理は地域の共助により成立
- 高齢化や地域のつながりが希薄化が進むと、安定的なごみ処理体制に影響を与えるおそれ

▶ 地域コミュニティへの支援が必要

- 岐阜羽鳥衛生施設組合の「次期ごみ処理施設」が、令和9年4月に稼働予定（構成市町は、岐阜市、羽鳥市、岐南町、笠松町の2市2町）

●他の構成市町のごみ処理は有料
(羽鳥市・笠松町は導入済、岐南町は導入予定)

岐阜市のごみ処理の現状や地域の課題などを総合的に勘案

「ごみ処理有料化制度（有料指定ごみ袋方式）」を導入

(岐阜羽鳥衛生施設組合の次期施設の稼働開始まで)

●他都市のごみ処理有料化実施状況

- 国の廃棄物の処理に関する基本的な方針に基づき、多くの自治体で実施
 - ▶ 県内42市町村のうち40市町村（95.2%）で実施

2 ごみ処理有料化に向けた今後のスケジュール

- ・令和7年2月～ 市民・事業者意見聴取（意見交換会、パブリックコメント）
- ・令和7年～令和8年 有料化実施に必要な手続きなど
 - ▶ 条例・規則の改正
 - ▶ 市民・事業者へ周知（市民説明会など）
 - ▶ 指定ごみ袋の製造、流通

・令和9年4月*までに ごみ処理有料化開始

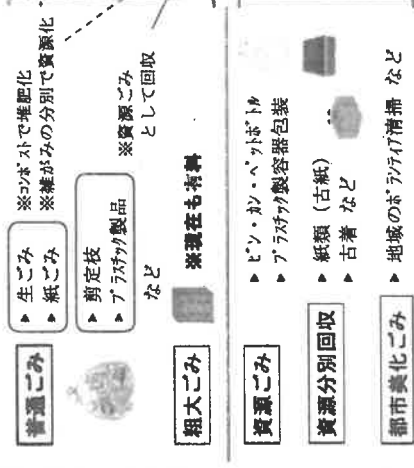
※岐阜羽鳥衛生施設組合の、次期ごみ処理施設の稼働開始時期

3 ごみ処理有料化制度の概要（案）

(1) 有料化の対象とするごみ

- 「家庭系普通ごみ」と「事業系普通ごみ」

●家庭系から出るごみ（有料化のイメージ）



※生活保護受給世帯や、災害ごみ・火災ごみなどは減免

(2) ごみ処理手数料の徴収方法及び料金水準

- ごみ処理手数料を含む岐阜市指定のごみ袋で排出する「有料指定ごみ袋方式」
- ごみ減量の動機づけや多様な生活様式への配慮の観点などから、3種類（45L、30L、20L）
- 周辺市町の料金水準などを考慮して、45Lのごみ袋で50円（1Lあたり1.11円）

※事業系普通ごみも同額（ただし、45Lの1種類）

◇ 1世帯あたりの負担額は、年間3,400円程度

(30Lごみ袋を週に2回排出した場合：33円/枚×2枚/週×52週=3,432円)

■ごみ処理手数料額

ごみ袋の容量	家庭系			事業系
	大 (45L)	中 (30L)	小 (20L)	45L
ごみ袋1枚あたりの手数料 [税込]	50円	33円	22円	50円
手数料額 (10枚入り/袋) [税込]	500円	330円	220円	500円

※指定ごみ袋取扱店（スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどの小売店を想定）では、全てのサイズを1袋（10枚入り）単位で販売予定

【参考①】

【参考②】